

○ふじみ野市日中一時支援事業実施要綱

平成18年10月1日

告示第230号

改正 平成19年5月24日告示第136号

平成19年10月10日告示第217号

平成20年1月28日告示第18号

平成20年10月29日告示第220号

平成21年3月31日告示第86号

平成22年4月9日告示第108号

平成24年10月31日告示第309号

平成25年4月1日告示第90号

平成26年9月22日告示第239号

平成28年12月28日告示第323号

平成31年2月15日告示第37号

(目的)

第1条 ふじみ野市日中一時支援事業（以下「事業」という。）は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 この事業の内容は、日中において障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練及び送迎サービス等の必要な支援を行うものとする。

(事業主体)

第3条 この事業の実施主体は、ふじみ野市とし、市は、事業を外部事業者に委託することができるものとする。

(平21告示86・一部改正)

(事業受託団体等)

第4条 この事業を受託する団体（次条において「団体」という。）は、指定障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、指定障害児通所支援事業者及び障害者の福祉に関し良好な実績のある団体等でなければならない。

(平31告示37・一部改正)

(団体登録)

第5条 団体は、事前に市長の登録を受けなければならない。

2 団体の登録を受けようとする者は、日中一時支援事業団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登録の適否を決定し、日中一時支援事業団体登録決定・却下通知書（様式第2

号)により申請者に通知するものとする。

(職員配置)

第6条 前条第1項の規定により登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、事前に利用定員を定めなければならない。

2 職員の配置については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第115条第1項の規定を準用する。

3 前項に規定する職員は、利用者に対し適切な支援を行う能力を有する者でなければならない。

(平20告示18・平25告示90・一部改正)

(施設基準)

第7条 登録団体は、次に掲げる施設のほか、必要な設備及び備品を備えなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、他の事業の施設を兼ねることができる。

(1) 訓練室等この事業を行うために必要な場所

(2) 相談室

(3) 便所

2 前項に規定する施設は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けなければならない。

(対象者)

第8条 この事業の対象者は、市内に住所を有する者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第19条第3項の規定により介護給付費等の支給決定を受けた者)にあっては、入所前に市内に住所を有する者)で、次の各号のいずれかに該当するものとして市長が利用を適当と認めたものとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)に基づく療育手帳の交付を受けている者

(3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定された者

(4) 医師により発達に障害があると診断された者

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(6) 重度の知的障害かつ重度の肢体不自由が重複している障害児(者)で、医師その他の医療関係者による医療行為を常時必要とする者(これに準ずると

市長が認めた者を含む。)のうち、法に定める医療機関である指定事業所を利用するもの

(平21告示86・平24告示309・平25告示90・一部改正)

(利用手続)

第9条 事業を利用しようとする者は、日中一時支援事業利用登録申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、日中一時支援事業利用登録決定・却下通知書(様式第4号。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による利用登録の決定の有効期限は、登録を受けた日の属する年度の3月31日とする。

4 利用登録の決定を受けた者(以下「登録者」という。)がこの事業を利用しようとするときは、決定通知書を登録団体に提示し、登録団体に直接申し込むものとする。

(利用登録の取消し)

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による利用登録の決定を取り消すことができる。

(1) この事業の対象者でなくなった場合

(2) 不正又は虚偽の申請により利用登録の決定を受けた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、日中一時支援事業利用登録決定取消通知書(様式第5号)により当該登録者に通知するものとする。

(他の制度との調整)

第11条 ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービスを利用しているときは、この事業を利用できないものとする。

(登録団体の届出義務)

第12条 登録団体は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたとき、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに日中一時支援事業団体登録変更・中止・廃止届(様式第6号)を市長に届け出なければならない。

(登録者の届出義務)

第13条 登録者又はその保護者は、次に掲げる事項に該当するときは、日中一時支援事業利用登録変更・中止届(様式第7号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 登録者の住所等を変更した場合

(2) 登録者の心身状況に大きな変化があった場合

(3) 利用登録の中止をしようとする場合

2 登録者又はその保護者は、決定通知書を毀損し、又は紛失したときは、直ちに日中一時支援事業利用登録決定通知再交付申請書(様式第8号)を市長に提

出し、決定通知書の再交付を受けなければならない。

(平31告示37・一部改正)

(利用者負担額)

第14条 登録者又はその保護者は、事業を利用したときは、利用者負担額として別表第1に掲げる額を登録団体に支払わなければならない。ただし、同一の月に法第77条に定める事業（同条第1項第2号及び第4号に定める事業を除く。）を利用した場合において支払う利用者負担額の合計額は、別表第2に掲げる額を上限とする。

2 登録者が事業を利用したときに提供を受けた食事の費用については、登録者の実費負担とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）第17条第1項第3号の規定を準用した場合における同号に掲げる者及び施行令第17条第1項第2号の規定を準用した場合における同号に掲げる者が食事の提供を受けた場合の費用については、1回当たり700円を限度に要しないものとする。

(平21告示86・平25告示90・一部改正)

(事業に対する補助)

第15条 市長は、登録団体に対し、別に定めるところにより事業のサービス提供に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。

(登録団体の遵守事項)

第16条 登録団体は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 登録団体は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 登録団体は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 登録団体は、その負担において、利用者に係る傷害保険に加入しなければならない。

5 登録団体は、利用者に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービスの提供に従事する職員の有する資格等及び経理状況を明示しなければならない。

6 登録団体及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

7 登録団体及び従業者は、利用者等への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。

8 登録団体は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿及び証拠書類並びに利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を備え、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第17条 登録者は、決定通知書を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用してはならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年告示第136号)

改正 平成20年10月29日告示第220号

この告示は公布の日から施行し、改正後のふじみ野市日中一時支援事業実施要綱の規定は平成19年4月1日から適用する。

(平成20告示220・一部改正)

附 則 (平成19年告示第217号)

この告示は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後のふじみ野市障害者移動支援事業実施要綱の規定、第2条の規定による改正後のふじみ野市日中一時支援事業実施要綱の規定、第3条の規定による改正後のふじみ野市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱の規定及び第4条の規定による改正後のふじみ野市心身障害者等日常生活用具給付等実施要綱の規定は、平成19年7月1日から適用する。

附 則 (平成20年告示第18号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年告示第220号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、改正後のふじみ野市日中一時支援事業実施要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(利用者負担上限月額の特例措置)

2 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における利用者負担上限月額は、別表第2の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる者に該当する者は、同表の右欄に掲げる上限額の額をもって、利用者負担上限月額とする。

区分	対象利用者	上限額
1	施行令第17条第1項第1号の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当する者のうち、市町村民税の所得割の額が16万円未満であるもの	円 9,300
2	施行令第17条第1項第2号の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当する者のうち、施行令附則第11条第2項の規定に該当しないもの	12,300
3	施行令第17条第1項第3号の規定を準用した場合に	7,500

おける同号に掲げる者に該当する者のうち、施行令附則 第 1 1 条第 2 項の規定に該当しないもの
--

(利用者負担上限月額の算定に係る特例措置)

- 3 平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの間における利用者負担上限月額算定の算定に当たっては、障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成 2 0 年政令第 2 1 2 号）第 1 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(ふじみ野市日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示の一部を改正する告示)

- 4 ふじみ野市日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示（平成 1 9 年ふじみ野市告示第 1 3 6 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成 2 1 年告示第 8 6 号）

この告示は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年告示第 1 0 8 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後のふじみ野市日中一時支援事業実施要綱の規定は、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 4 年告示第 3 0 9 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 5 年告示第 9 0 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 6 年告示第 2 3 9 号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年告示第 3 2 3 号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の様式に基づいてなされている手続その他の行為は、改正後の相当規定に基づいてなされている手続その他の行為とみなす。

- 3 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 3 1 年告示第 3 7 号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 1 4 条関係）

(平 3 1 告示 3 7 ・全改)

対象利用者	所要時間	利用者負担額
1 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第572号。以下「障害児支援区分」という。）本則第2号又は第3号に該当する者	4時間未満	円 200
2 障害児支援区分本則第2号又は第3号に該当する者	4時間以上	400
3 障害児支援区分本則第1号に該当する者	4時間未満	300
4 障害児支援区分本則第1号に該当する者	4時間以上	600
5 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「障害支援区分」という。）第1条第2号から第4号までのいずれかに該当する者	4時間未満	200
6 障害支援区分第1条第2号から第4号までのいずれかに該当する者	4時間以上	400
7 障害支援区分第1条第5号から第7号までのいずれかに該当する者	4時間未満	300
8 障害支援区分第1条第5号から第7号までのいずれかに該当する者	4時間以上	600
9 重度の知的障害かつ重度の肢体不自由が重複している障害者で、医師その他医療関係者による医療行為を常時必要とする者（これに準ずると市長が認めた者を含む。）のうち、法で定める医療機関である指定事業所を利用するもの	4時間未満	600
10 重度の知的障害かつ重度の肢体不自由が重複している障害者で、医師その他医療関係者による医療行為を常時必要とする者（これに準ずると市長が認めた者を含む。）のうち、法で定める医療機関である指定事業所を利用するもの	4時間以上	1,200
11 送迎料金	1回（片道）	50

別表第2（第14条関係）

（平31告示37・全改）

対象利用者	7日以下	7日を超えた場合
-------	------	----------

1 施行令第17条第1号の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当する者(2の項に掲げる者を除く。)	円 18,600	円 18,600
2 施行令第17条第1号の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当する者のうち、 <u>市町村民税の所得割の額が16万円未満であるもの</u>	9,300	9,300
3 <u>施行令第17条第2号</u> の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当する者	0	6,150
4 <u>施行令第17条第3号</u> の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当する者	0	3,750
5 <u>施行令第17条第4号</u> の規定を準用した場合における同号に掲げる者に該当する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者	0	0

様式第1号(第5条関係)

日中一時支援事業団体登録申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

所在地
申請者 団体名
代表者氏名



次のとおり日中一時支援事業の団体登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 申請者氏名				
	フリガナ 申請者住所	(〒 —)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	フリガナ 代表者氏名				
	フリガナ 代表者住所	(〒 —)			
事業所	フリガナ 事業所名				
	フリガナ 事業所所在地	(〒 —)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	従業員の配置状況	フリガナ 事業所責任者氏名			
		従業員数	人(常勤	人・非常勤	人)
	同一事業所で実施している他の事業等				
	事業提供可能日・時間帯	曜日	日・月・火・水・木・金・土・祝日	時間帯	: ~ :
利用定員	人				
主たる対象者	制限なし・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者				

(添付書類)

- 1 従業員名簿
- 2 事業所平面図

様式第2号(第5条関係)

日中一時支援事業団体登録決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長



年 月 日付けで申請のあった日中一時支援事業の団体登録について、次のとおり決定・却下したので通知します。

登録番号	第 号	
申請者	名称	
	住所	
	代表者氏名	
登録期間	年 月 日から 年 月 日まで	
事業所	名称	
	所在地	
却下の理由		
備考		

様式第3号(第9条関係)

日中一時支援事業利用登録申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

申請者 住所
氏 名

㊟

次のとおり日中一時支援事業の利用登録を受けたいので申請します。

対象者	フリガナ	-----	生 年 月 日	年 月 日
	氏 名		申請者との続柄	
	住 所	ふじみ野市		電話番号 ()

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神保健福 祉手帳番号	
更生相談所、児童相談所等の 判定・診断の有無		有 ・ 無 (判定機関名) (判定年月日 年 月 日)			

他のサ ービス 利用の 状 況	障害福祉 サービス	障害程度 区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援() ・ 要介護1 2 3 4 5	
		利用中のサービスの種類と内容等				
申請す る支援 の内容						

同 意 欄	日中一時支援事業利用登録に当たり、私及びその属する世帯の課税情報及び住民記録情報の調査、照会又は閲覧をすることに同意します。					
	申請者	㊟				
	世帯員	㊟		㊟		㊟

様式第4号(第9条関係)

日中一時支援事業利用登録決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長



年 月 日付で申請のあった日中一時支援事業の利用登録について、次のとおり決定・却下したので通知します。

1 決定

決定番号	第 号	有効期間	年 月 日まで
対象者	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏名		
	住所	ふじみ野市	電話番号 ()

決定内容	費用負担	
	支援内容	

注意事項	1 日中一時支援事業を利用する際は、この通知書を登録団体に提示してください。 2 記載事項等に変更があったときには、ふじみ野市長にその旨を届け出てください。
------	---

2 却下

却下理由	
------	--

様式第5号(第10条関係)

日中一時支援事業利用登録決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長



年 月 日付け 第 号で決定した日中一時支援事業の利用登録
について、次のとおり取り消したので通知します。

決定番号	第 号	有効期間	年 月 日まで
対象者	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏名		
	住所	ふじみ野市	電話番号 ()

取消年月日	年 月 日
取消理由	

様式第6号(第12条関係)

日中一時支援事業団体登録変更・中止・廃止届

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

所在地
届出者 団体名
代表者名



日中一時支援事業の団体登録に係る変更・中止・廃止を次のとおり届け出ます。

変更・中止・廃止年月日	年 月 日	
変更・中止・廃止の理由		
変更の内容	変更前	変更後
備考		

(添付書類)


- 1 従業者が新たに追加となった場合は、従業者名簿を添付してください。
- 2 事業所が移転した場合は、移転先の事業所の平面図を添付してください。

様式第7号(第13条関係)

日中一時支援事業利用登録変更・中止届

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

住所
届出者 氏名 
※自署の場合は、押印不要です。

次の者の日中一時支援事業の利用登録に係る変更・中止を次のとおり届け出ます。

対象者	フリガナ	-----	生 年 月 日	年 月 日
	氏 名		届出者との続柄	
	住 所	ふじみ野市		電話番号 ()

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神保健福 祉手帳番号	
更生相談所、児童相談所等の 判定・診断の有無		有 ・ 無 (判定機関名) (判定年月日 年 月 日)			

変更・中止年月日	年 月 日
----------	-------


変更事項	変 更 前	変 更 後
氏 名		
住 所		
その他		
備 考		

様式第8号(第13条関係)

日中一時支援事業利用登録決定通知再交付申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

住所
申請者 氏名 
※自署の場合は、押印不要です。

日中一時支援事業利用登録決定通知書の再交付を受けたいので次のとおり申請します。

決定番号	第	号		
対象者	フリガナ	-----	生年月日	年 月 日
	氏名		申請者との続柄	
	住所	ふじみ野市		電話番号 ()

再交付の理由	
--------	--

様式第1号（第5条関係）

（平25告示90・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（平31告示37・一部改正）

様式第3号（第9条関係）

（平25告示90・一部改正）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第12条関係）

（平25告示90・一部改正）

様式第7号（第13条関係）

（平25告示90・平28告示323・一部改正）

様式第8号（第13条関係）

（平25告示90・平28告示323・一部改正）